令和８年

三好市教育委員会５月定例会

日　時　　令和８年５月２１日（木）午後２時００分
場　所　　三好市本庁舎　３階会議室３Ｂ

「郷土（ふるさと）を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三 好 市 教 育 委 員 会

令和８年三好市教育委員会５月定例会次第

１　開会

２　報告

３　承認

令和８年三好市教育委員会４月定例会会議録の承認について

４　議案

第１３号　　Ｒ８三好市学習者用コンピュータ等機器整備事業の物品購入契約について

第１４号　　三好市公民館条例の一部を改正する条例について

第１５号　　令和８年度６月補正予算案について

第１６号　　三好市立学校における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の制定について

５　その他

行　事　一　覧　表

令和8年4月25日　～　令和8年5月21日

行　事　名	開催月日	場　所	備　考
三好市文化財保護審議会	4/27	本庁	
徳島インディゴソックス公式試合（対：香川オリーブガイナーズ）	5/2	吉野川運動公園野球場	
定例庁議	5/7	本庁	
5月臨時議会	5/8	〃	
定期総会・研修大会 （県・市町村教育委員会連合会） （県・市町村教育長会）	5/11	徳島市役所	
市教委学校訪問①	5/12	池田	
四国都市教育長連絡協議会総会	5/13	高知市	
全国都市教育長会（高知大会）	5/14～5/15	〃	
市教委学校訪問②	5/18	三野・井川	
市教委学校訪問③	5/19	東西祖谷・山城	
三好市学校支援ボランティア協議会総会	5/20	本庁	

【行事予定】

三好市婦人団体連合会総会	5/23(土)	13:00	中央公民館
三好市戦没者追悼式	5/24(日)	10:00	総合体育館
学校長ヒアリング	5/25(月)・28(木)	9:00	本庁
三好地区租税教育推進協議会	5/27(水)	16:00	池田税務署
議会（開会）	6/1(月)	10:00	本庁
議会（一般質問）	6/8(月)・11(木)・12(金)	10:00	〃
楽しく学ぶ絵画教室（開講式）	6/13(土)	9:30	中央公民館
市民大学講座（開講式）	〃	13:30	総合体育館
三好市人権教育推進協議会総会	〃	16:00	〃
第1回管区別教育長会	6/16(火)	10:00	つるぎ町
議会（閉会）	6/23(火)	10:00	本庁
定例教育委員会	**6/25(木)**	**14:00**	本庁

議案第１３号

Ｒ８三好市学習者用コンピュータ等機器整備事業の物品購入契約について

令和８年三好市議会６月定例会議に提出されるＲ８三好市学習者用コンピュータ等機器整備事業の物品購入契約について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により意見を求める。

令和８年５月２１日提出

三好市教育委員会
教育長　　伊丹　賢治

Ｒ８三好市学習者用コンピュータ等機器整備事業の物品購入契約内容
（省　略）

議案第１４号

三好市公民館条例の一部を改正する条例について

令和８年三好市議会６月定例会議に提出される三好市公民館条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により意見を求める。

令和８年５月２１日提出

三好市教育委員会
教育長　　伊丹　賢治

三好市公民館条例の一部を改正する条例案
（省　略）

議案第１５号

令和８年度６月補正予算案について

令和８年三好市議会６月定例会議に提出される令和８年度教育委員会関係部局の補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により意見を求める。

令和８年５月２１日提出

三好市教育委員会
教育長　伊丹　賢治

１　補正予算内容
（省　略）

議案第１６号

三好市立学校における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の制定について

三好市立学校における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱を次のように定める。

令和８年５月２１日提出

三好市教育委員会教育長　　伊丹　賢治

三好市立学校における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱

（目的）

第1条　この告示は、三好市立小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校」という。）に設置する防犯カメラの管理及び運用にあたり必要な事項を定め、犯罪の未然防止と犯罪発生の早期解決を図り、児童生徒の安全の確保に資するとともに、個人情報の保護への配慮を図ることを目的とする。

（定義）

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

(1)　防犯カメラ　三好市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が学校に設置する常設の映像装置であって、特定の場所に継続的に設置され、かつ、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するものをいう。

(2)　映像データ　防犯カメラにより撮影された映像で、電磁的記録媒体に記録されたものをいう。

(3)　市民等　市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は市内に滞在し、若しくは通過する者をいう。

(4)　職員　教育委員会事務局職員、三好市立学校管理規則（平成18年3月教育委員会規則第11号）第17条に規定する者、三好市立幼稚園管理規則（平成18年3月教委規則第12号）第13条及び第14条に規定する者をいう。

（責務）

第3条　職員又は職員であった者は、防犯カメラにより知り得た映像を個人情報として認識し、その職務に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（管理責任者の設置）

第4条　教育長は、防犯カメラ及びその映像の管理運用を適正に行うため、防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を定めなければならない。

2　教育長は、管理責任者を補佐するため、防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を定めることができる。

3　管理責任者は、映像データを適正に管理し、映像データの漏洩、流出等の防止、その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（防犯カメラ設置等に係る措置）

第5条　教育長は、防犯カメラを設置するのに際し、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　防犯カメラの撮影対象区域は学校用地及びその近辺とし、個人及び建物等を監視することが無いよう配慮すること。

(2)　防犯カメラの撮影対象区域の見えやすい場所に、防犯カメラを設置している旨及び管理責任者の連絡先を表示すること。

(3)　映像データの保管に当たっては、施錠のできる保管庫に保管する等、紛失、盗難、散逸等の防止措置を講ずること。

(4)　映像データは、正当な理由なくしてこれをみだりに閲覧できない措置を講ずること。

（映像データの取扱い及び保管）

第6条　映像データの取扱い及び保管は、次に定めるところによる。

(1)　映像データの閲覧は、管理責任者又は管理取扱者の監督の下、第1条の規定に基づく場合においてのみ行うことができるものとする。

(2)　映像データは加工することなく撮影時の状態のままで保管するものとする。

(3)　映像データの保管期限は、撮影時から14日以内とする。ただし、次条第1項の規定により外部提供した場合はその限りでない。

（映像データの利用及び提供の制限）

第7条　教育長は、映像データを第1条に規定する目的以外の利用又は外部への提供を行ってはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)　検察官、検察事務官又は司法警察職員等から犯罪捜査を目的として映像データ提供申請書（様式第1号）により提供を求められたとき。

(2)　前号の他、法令に基づく文書により提供を求められたとき。

(3)　市民等の生命、身体又は財産を保護するため緊急でやむを得ないとき。

2　教育長は、前項各号に掲げる場合において映像データの外部提供を行う場合は、映像データの提供について(様式第2号)により通知するものとする。

3　管理責任者は、閲覧又は外部へ提供するにあたって必要がある場合に限り、映像データを別の媒体に複写することができる。

4　管理責任者は、映像データその他、撮影情報の提供を実施した場合は、提供日時、提供先、提供した映像データの内容、提供の目的及び理由等を記録するとともに、提供記録簿(様式第3号)により教育委員会に報告しなければならない。

5　管理責任者は、第7条第1項の規定により映像データを外部へ提供するときは、必要最低限の範囲にとどめるとともに、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を順守させなければならない。

(1)　映像データを適切に管理すること。

(2)　目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。

(3)　目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに映像データの消去、記録媒体の返却又は破砕等、必要な処理を行うこと。

(個人情報の保護に関する法律等の遵守)

第8条　教育委員会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び三好市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年3月条例第1号)を遵守し、市民等の基本的人権を侵害することがないよう適切な措置を講じなければならない。

(庶務)

第9条　防犯カメラの運用に関する庶務は、教育委員会において処理する。

(雑則)

第10条　この告示に定めるものの他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年　月　日

三好市教育委員会教育長　様

申請者　住　所
氏　名（代表者）
電　話　番　号
メールアドレス

映像データ提供申請書

下記のとおり映像データを使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1　使用しようとする映像データ
（1）所 在（名称）
（2）防犯カメラ設置場所
（3）対象日時

2　閲覧者

3　使用しようとする目的及び理由

4　使用しようとする期間

5　その他参考となるべき事項

様式第２号(第７条関係)

第　　号
年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

三好市教育委員会教育長

映像データの提供について

年　　月　　日付け　　で要請のあった映像データの提供について、下記のとおり回答します。

記

１　提供するか否かの回答
（１）提供する
（２）提供しない（理由：　　）

２　提供する映像データの内容（上記１で提供する場合）
（１）所在
（２）防犯カメラ設置場所

（３）対象日時　　年　　月　　日　　時　　分から
年　　月　　日　　時　　分まで

３　提供の条件（上記１で提供する場合）
（１）映像データを適切に管理すること。
（２）目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
（３）目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに映像データの消去、記録媒体の返却又は破砕等、必要な処理を行うこと。

様式第３号（第７条関係）

提供記録簿

<table>
<tr><td>提供年月日</td><td>年　　月　　日</td><td>（取扱者）</td></tr>
<tr><td>相手方</td><td colspan="2">（名　　称）
（所　在　地）
（代　表　者）
（閲　覧　者）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">提供した映像データの内容</td><td colspan="2">（防犯カメラ設置場所）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（提供対象日時）
年　月　日　時　分から
年　月　日　時　分まで</td></tr>
<tr><td>提供の目的及び理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>返却年月日</td><td>年　月　日</td><td>（取扱者）</td></tr>
<tr><td>廃棄年月日</td><td>年　月　日</td><td>（取扱者）</td></tr>
</table>